

別表 2

温泉地域等における規制

1 保護地域

1 掘削

温泉の掘削は、次の場合を除き、原則として認めないものとする。

- (1) 既存の利用源泉が、不可抗力による災害等により埋没したものを、原状に復旧するために掘削を行うとき。
- (2) 国又は地方公共団体等が公益上必要と認めて行う工事等により、埋没を余儀なくされたため代替として掘削を行うとき。
- (3) 地方公共団体等が、地域の開発と発展を図る目的で温泉を整理統合し、地域全体の総合需給計画等に基づき温泉を増強するために温泉の掘削を行うとき。

2 増掘

温泉の増掘は、原則として認めないものとする。ただし、現に利用している温泉のゆう出量に大幅の減少がみられ、利用上の障害が生じた場合で、増掘以外にその回復が困難である場合に附近源泉に影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。

3 動力装置

動力の装置は、附近源泉に影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。